

特定非営利活動法人物試料分析科学会運営細則

平成 22 年 3 月 13 日制定
平成 24 年 3 月 9 日改正
平成 24 年 10 月 13 日改正
平成 25 年 2 月 10 日改正
平成 25 年 10 月 11 日改正
平成 27 年 2 月 13 日改正
平成 27 年 10 月 10 日改正
平成 28 年 9 月 22 日改正
平成 31 年 2 月 8 日改正
令和 5 年 2 月 27 日改正
令和 6 年 11 月 13 日改正

目的	第 1 条
会員等	第 2 条～第 5 条
顧問	第 6 条
設置機関	第 7 条
評議員	第 8 条
理事会・理事	第 9 条～第 10 条
監事	第 11 条
常任理事会・常任理事	第 12 条
名誉理事長	第 13 条
常置委員会	第 14 条～第 16 条
支部	第 17 条～第 18 条
事務局	第 19 条
会費等	第 20 条～第 22 条
改廃	第 23 条

(目的)

第 1 条 この細則は、特定非営利法人物試料分析科学会定款第 54 条の規定により定める。

(会員)

第 2 条 本会の会員は、正会員及び賛助会員のほかに次の区分を設ける。

- (1) 名誉会員
- (2) 功労会員
- (3) 学生会員

(4) 顧問

(名譽会員)

第3条 名譽会員は、理事、監事、年次学術集会長、顧問のいずれかを経験した個人で、65歳時点で継続して正会員である者から支部長が推薦し、理事会の議を経て総会で選任する。

2 名譽会員は、本会の重要な事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(功労会員)

第4条 功労会員は、第11条第2項に定める評議員を経験した個人で、65歳の時点で継続して正会員である者から支部長が推薦し、理事会の議を経て総会で選任する。

2 功労会員は、本会の重要な事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(学生会員)

第5条 学生会員は、本会の目的に賛同し所定の手続きを行った個人で、学籍を有する期間に限り、別途定めるとおり年会費を減免する。

(顧問)

第6条 顧問は、理事会の推薦により、総会の議を経て理事長が委嘱する。

2 顧問は、本会の重要な事項について理事長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(設置機関)

第7条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 常置委員会
- (5) 支部
- (6) 事務局

(評議員)

第8条 評議員は正会員から支部総会により選出し、総会で選任する。

2 評議員の就任時の年齢は、満65歳以下とする。

3 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 補欠のため、又は増員によって就任した評議員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(理事会)

第9条 定款第30条に定める理事会は第10条の理事で構成し、本会の運営にあたる。

2 理事会の議長は理事長とする。

3 理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 監事及び名誉理事長は表決権をもたないが、理事会に出席して意見を述べることができる。

5 理事会は理事長が招集する。

(理事)

第10条 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 指定のため、又は増員によって就任した理事の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 理事の就任時の年齢は満 65 歳以下とする。
- 4 理事は次のとおりとする。
 - (1) 評議員の中から理事会が推薦し、総会で選任した者
 - (2) 支部長
- 5 理事のうち 1 人を理事長、2 人以上 4 人以内を副理事長とする。
- 6 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
- 7 理事長の再任は 4 回を限度とする。

(監事)

第 11 条 監事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 指定のため、又は増員によって就任した監事の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 監事は、理事会が正会員より選考し、総会で選任する。

(常任理事会及び常任理事)

第 12 条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事及び事務局長で構成し、本会運営の企画・立案にあたる。

- 2 常任理事及び事務局長は、理事長が理事の中から指名する。
- 3 常任理事会は理事長が招集する。
- 4 名誉理事長は表決権をもたないが、常任理事会に出席して意見を述べることができる。

(名誉理事長)

第 13 条 名誉理事長は、理事長または会長を経験した個人で、理事会の推薦により総会で選任する。

- 2 名誉理事長は、第 20 条の年会費区分にかかわらず正会員とする。

(常置委員会)

第 14 条 常置委員会は、理事会の意を受けて、定められた会務を円滑に遂行するために設置する。

- 2 常置委員会は、次のとおりとする。

(1) 財務委員会

会の経済運営を効率的かつ円滑に行うため、予算編成、決算、その他財務に関し必要と認める事項を審議する。

(2) 学術委員会

学術活動を円滑かつ活発に進めるための活動を企画・運営する。

(3) 会員委員会

会員獲得のために実施すべき企画の立案と活動を行う。

(4) 集会委員会

ア 集会委員会は委員長、副委員長、事務局長、各支部長、その年の年次学術集会長、前年度の年次学術集会長及び集会委員若干名で構成し、本会が主催する年次学術集会(大会) 及び各種の学術集会を活性化するための提言を理事会に報告し、集会の円滑なる運営を補佐する。

イ 集会委員会は年次学術集会長候補者を理事会に推薦する。

(5) 編集委員会

ア 学会誌「生物試料分析」の編集ならびに発行に関する業務にあたる。

イ 編集幹事委員は、編集委員長が編集委員の中から選任し、編集委員会の企画・運営にあたる。

(6) 企業委員会

企業委員会は賛助会員の代表者若干名で構成し、企業の立場から学会運営に関する提言を行う。

(7) 広報委員会

ア 広報紙、情報紙及びホームページに関する企画・運営にあたる。

イ 広報委員長は、広報委員の中からWeb管理者を定める。

(8) 庶務委員会

ア 本学会の定款、規程、細則等の立案、改廃の業務にあたる。

イ 事務局と共同して事務運営全般の円滑化を図る。

(9) 支部委員会

支部長により構成し、支部にかかる事項を審議する。

(常置委員会委員)

第15条 常置委員会は、委員長、副委員長、委員若干名で構成する。

2 委員長は、各委員会の委員の互選にて選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 副委員長は、委員長が委員の中から選任し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4 委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任は防げない。

(常置委員会小委員会)

第16条 常置委員会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、委員長が委員の中から選任する。

(支部)

第17条 本会には次の支部を置く。

(1) 北海道・東北支部

(2) 関東支部

(3) 甲信越支部

(4) 東海・北陸支部

(5) 近畿支部

(6) 中国・四国支部

(7) 九州支部

2 支部は規約を作成し、理事会の承認を得るものとする。

(支部長)

第18条 各支部には支部長を置く。

2 支部長は、支部総会の議により、総会で選任する。

(事務局)

第19条 本会に事務局を置く。

2 事務局に理事長が理事より選任した事務局長を置く。

3 事務局には必要な職員を置くことができる。

(会費)

第 20 条 本会の会費は次のとおりとする。

(1) 役員・評議員 10,000 円／年

(2) 正会員 9,000 円／年

(3) 学生会員 3,000 円／年

(4) 賛助会員 一口 50,000 円／年 (一口以上)

(5) 名誉理事長 5,000 円／年

(6) 名誉会員、功労会員 0 円／年

(7) 顧問 0 円／年

2 入会期が 7 月以降の場合は、年会費を半額に減額する。

3 賛助会員は正会員 1 名として登録し、会費を免除する。

4 名誉会員、功労会員が学会誌、情報誌の購読を希望する場合は、5,000 円／年とする。

5 顧問は、学会誌、情報誌等出版物の提供を受けることができる。

(寄付)

第 21 条 本会は、会員から寄付を受けることができる。

2 寄付金は、寄付者の意志を尊重し、理事会の議を経て運用する。

(雑則)

第 22 条 「特定非営利活動促進法」第 10 条に定める届出対象の役員を監事及び常任理事会構成員とする。

(改廃)

第 23 条 本細則の改廃は、理事会の過半数の同意により、理事長がこれを定める。

附則

- 1 本細則は平成 22 年 3 月 13 日より施行する。
- 2 本細則の施行に伴い、特定非営利活動法人生物試料分析科学会内規(平成 21 年 3 月 10 日最終改正)はこれを廃止する。
- 3 本細則は平成 24 年 3 月 10 日より施行する。
ただし、第 20 条第 1 項第 1 号の役員・評議員の会費は平成 24 年 1 月 1 日に遡って、同条第 1 項第 2 号の正会員の会費は平成 25 年 1 月 1 日よりそれぞれ適用する。
- 4 本細則は平成 24 年 10 月 13 日に改正し、平成 25 年 2 月 10 日より施行する。
- 5 本細則は平成 25 年 2 月 9 日より施行する。
ただし、第 9 条第 2 項及び第 11 条第 3 項は平成 29 年 1 月 1 日より適用する。
- 6 本細則は平成 25 年 10 月 11 日より施行する。
- 7 本細則は平成 27 年 2 月 13 日より施行する。
- 8 本細則は平成 27 年 10 月 10 日より施行する。
- 9 本細則は平成 28 年 9 月 22 日より施行する。
ただし、第 9 条第 2 項及び第 11 条第 3 項は平成 31 年 1 月 1 日より適用する。
- 10 本細則は平成 31 年 2 月 8 日より施行する。
- 11 本細則は令和 5 年 2 月 27 日より施行する。
- 12 本細則は令和 6 年 11 月 13 日より施行する。(第 10 条の 7 : 理事長の再任回数制限追加)